畜産会

経営情報

NO.430

令和７年９月20日

公益社団法人 中央畜産会
Japan Livestock Industry Association
〒101-0021 東京都千代田区外神田２丁目16番２号 第２デイーアイシービル９階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/

主な記事

1 行政の窓
新たな「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」のポイント
農林水産省畜産局畜産振興課

2 行政の窓
新たな家畜及び鶏の改良増殖目標について②
農林水産省畜産局畜産振興課

3 お知らせ
各種交付金単価の公表について

1 行政の窓

新たな「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」のポイント

農林水産省畜産局畜産振興課

はじめに

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、国が定めるもので、情勢の推移により必要が生じたときに、これを見直すこととされています。

前回の見直し（令和２年３月）から５年が経過する中で、食料・農業・農村基本法の改正をはじめ、みどりの食料システム戦略や食料安全保障強化政策大綱の策定により施策の大きな方針や数値目標が設定されるなど、さまざまな情勢の変化があったことから、今回、これらを踏まえて大幅に見直しを行いました。

本誌面では、新たな基本方針のポイントを紹介します。

家畜排せつ物の適正管理

家畜排せつ物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律上、産業廃棄物に分類され、畜産農家自らの責任において処理することが原則です。平成 11 年に家畜排せつ物法が成立し、平成 16 年に本格施行されるまでの５年間の中で堆肥舎等の整備を進めた結果、現在、ほぼ全ての農家で家畜排せつ物の適正管理が行われています（**図１**）。一方で、法施

（図１）家畜排せつ物法管理基準への対応状況（令和５年 12 月時点）

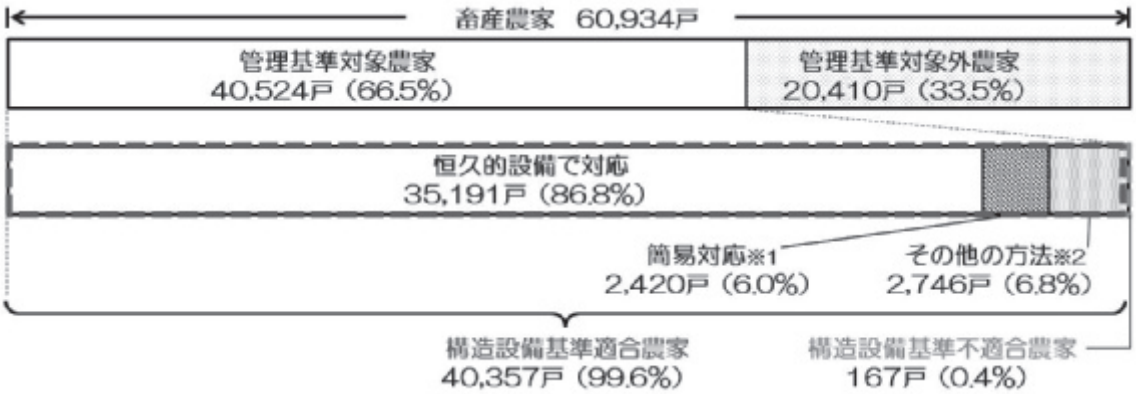

※１：防水シート等による被覆など
※２：畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、処理委託など

行から 20 年が経過し、各地で堆肥舎等の老朽化や規模拡大による処理能力不足が課題となっています。

本来、施設の修繕や更新のための費用は、計画的に積み立てることが基本でありますが、厳しい経営環境が続く場合には、収益に直結しない堆肥舎などはどうしても後回しになってしまいます。経済的負担を少しでも軽減するため、補助事業やリース事業、低利融資の活用を検討することも重要です。なお、国の補助事業では、いわゆる単純更新は基本的に補助対象となりませんが、機能強化により事業目的を達成しようとする場合には対象となることもあります。堆肥舎を例にすれば、従来の堆積型で切り返しを行っていた堆肥舎に撹拌機あるいはエアレーションを設置して強制発酵に切り替えるといった取組が機能強化に該当し、堆肥の高品質化や温室効果ガスの削減等の観点からも、こうした取組が重要です。

国内肥料資源としての有効利用

（１）堆肥の適切な生産・利用

改めて言うまでもなく、家畜排せつ物は、これまで主に肥料として利用されてきました。国としても、耕畜連携などを通じた堆肥利用を推進してきましたが、近年では特に急激な為替変動や世界情勢の変化など食料安全保障上のリスクの高まりを受け、肥料原料等の国産化が喫緊の課題となっており、これまで以上に堆肥利用の重要性が増しているといえます。

令和３年のみどりの食料システム戦略や令和４年の食料安全保障強化政策大綱においても、堆肥の利用拡大などにより化学肥料の使用量を低減する目標（2030 年（令和 12 年）までに 20%減等）を掲げて、堆肥の高品質化やペレット化を推進することとしています。

こうした目標達成に向け、国や地方公共団体は、みどりの食料システム法に基づく計画認定者に対する税制優遇や低利融資、国庫補助の優先採択などのメリットを周知し、畜産農家や耕種農家に積極的な堆肥利用と認定取得を促していきます。

現在、国内の家畜排せつ物発生量のうち約８割が肥料利用されていると推定されていますが、この中には最適な施肥量を超えて農地に還元されている場合も含まれると考えられ、国内肥料資源の有効利用の観点からは、

（図２）家畜排せつ物利用状況

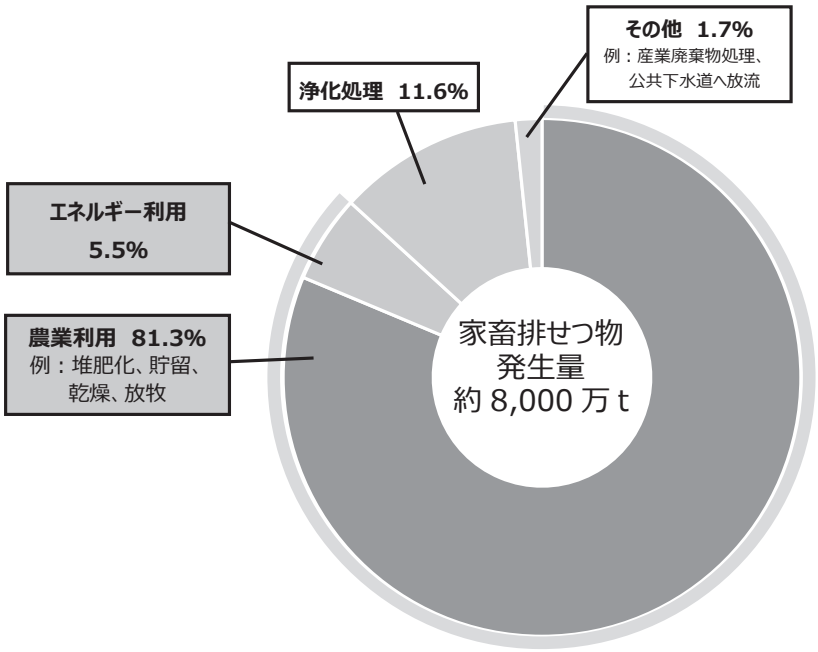

資料：畜産統計（令和６年）、家畜排せつ物処理状況等調査（平成 31 年）等に基づき畜産振興課が推計。
注）四捨五入の関係で内訳と計は一致しない。

施肥の最適化を行った上で、生じた余剰の堆肥をうまく活用していくことが重要と考えられます（**図２**）。

（２）堆肥等の円滑な流通

家畜排せつ物の発生量や農地面積には地域差があり、自家ほ場や地域内での堆肥利用を推進してもなお、堆肥の余剰感が生じている地域もある一方、逆に堆肥の入手が難しい地域もあります（**図３**）。こうした地域間での需給バランスの改善に向け、耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化やペレット化等を進めてきた結果、各地域での取組事例は増加しています。

しかしながら、ペレット化はコスト的にも技術的にも、中小規模農家が単独で取り組むにはハードルが高く、例えば堆肥センターでの導入推進や肥料メーカーとの連携なども含めて、地域の課題として検討していく必要があります。逆に、現在取引形態の大半を占めるバラ堆肥については、耕種農家側が散布用

（図３）耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量
（令和６年、リンベース）

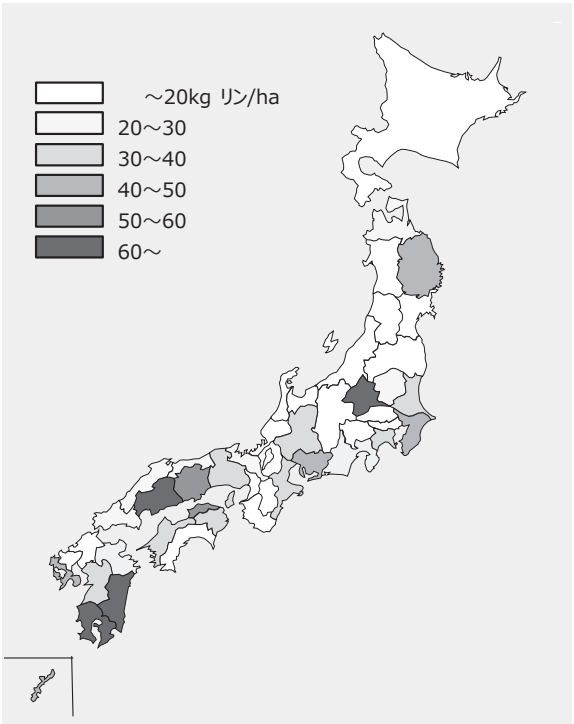

機械を有していない場合が多く、散布や運搬に係る労力と費用が課題となります。このように堆肥の利用形態にも一長一短あるため、耕種側が希望する価格や輸送距離に応じた使い分けが重要となります。

① 地域内流通（市町村や JA 単位）

まずは耕畜連携等により地域内での利用拡大を図ることが重要ですが、堆肥の余剰が発生している地域では、特に堆肥未利用農家の開拓も重要となります。このため、畜産農家と耕種農家の双方とコミュニケーションがとれる県や市町村、JA などが連携することで、堆肥生産・利用に関する技術指導や機動的なマッチング体系の整備など需要開拓のために主導的な役割を果たすことが求められます。また、管内の畜産農家が生産する堆肥の供給可能量や価格などを把握し、リスト化しつつ、簡単に情報にアクセスできるような環境を整備することが望ましいです。

今後、高齢化の進展に伴って、堆肥の切り返しや散布の作業が負担となり、堆肥の利用促進に支障を生じる可能性が高いため、地域の家畜排せつ物を集めて堆肥化・販売を行う堆肥センターや、農地への散布を担うコントラクター等が果たす役割はますます大きくなってきます。

一方で、各地の堆肥センターでも人員不足や施設の老朽化が深刻な課題となっており、赤字が常態化している施設も多く、持続性の観点からも今後のあり方について、ハード・ソフトの両面から検討していくことが重要です。

② 広域流通（都道府県の域内・域外）

地域内での流通が難しい場合には、なるべく流通コストを抑えられるよう、マッチングの範囲を県内から県外へ段階的に広げていく必要があります。より広域的なマッチングを行える都道府県や全国団体等が連携し、農家をサポートする体制を整備することが望ましいです。その際、各組織における畜産部局と耕種部局が組織内連携を密にすることが不可欠です。

また、輸送距離が長くなるほど、輸送に適しており、耕種農家が保有する肥料用機械で散布可能なペレット化等の必要性が高くなります。一方で、前述したペレット化の課題もあることから、コストと販売価格のバランスを含め、実現性と継続性をあらかじめ十分に検討することが重要です。

家畜排せつ物のエネルギー利用

家畜排せつ物のエネルギー利用については、再エネ法に基づく FIT/FIP 制度の活用等により取組が進められてきました。バイオマス発電は、密閉状態で処理することで臭気低減につながるほか、カーボンニュートラルへの貢献も期待でき、副産物である消化液等も肥料としての活用が見込まれます。現状、施設の整備等に要する費用が高騰していることに加え、売電単価も一時期よりも下がっており、慎重な検討が必要ですが、原料の供給元や消化液等の利用先が確保でき、かつコストを十分に勘案した上で持続可能と判断される場合には有力な選択肢となります。

特に消化液は、その処理が問題になりやすいことから、確実に処理・利用できるよう全量の散布先や不需要期の貯留スペースをあらかじめ確保しなくてはなりません。

なお、現在、FIT 制度から市場連動型の FIP 制度への移行が段階的に進められている

ことにも留意が必要です。

環境規制への適切な対応

家畜排せつ物の管理・利用にあたっては、悪臭防止法や水質汚濁防止法に基づく規制への対応に加え、地域住民からの苦情に真摯に対応していくことが持続的な経営を実現する上で重要です（**図４**）。

苦情の原因として最も多い悪臭に対しては、こまめな畜舎の清掃や適切な排せつ物処理など、日々の営農管理の適正化が基本となります。強い臭気に対しては、その発生源を特定した上で、立地環境や施設構造などの条件に応じて、脱臭装置や芳香剤といった複数の対策を組み合わせて最適な方法を検討する必要があります。ニオイセンサーや GPS ロガーを用いて臭気の見える化を行うことでより効率的に改善できます。

水質汚濁については、暫定排水基準が設定されている硝酸性窒素等や窒素・リンの一般排水基準への移行に向けた対応が重要です。このためには、飼養頭数規模に見合う処理能力の施設を備えた上で、ばっ気量の調整など日々の適切な運転管理を行うことが基本となります。畜産農家自身で調整が難しい場合には、メーカーや専門業者等に依頼し、３ヵ月に１回程度の定期的なメンテナンスを行うことが望ましいです。

また、指導を行う地方公共団体では、畜産部局と環境部局が苦情の現地調査に同行する、お互いの指導内容を確実に共有するなど、円滑な連携体制を確立しておくことが望ましいです。

（図４）苦情の発生状況

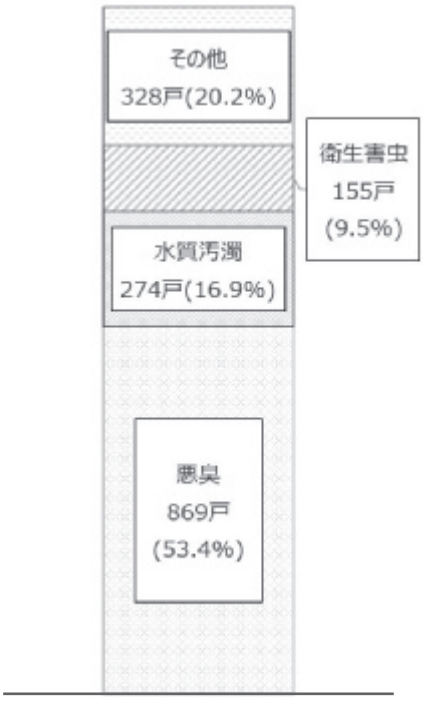

令和６年苦情発生戸数
1,384 戸
（うち前年から継続 812 戸 （58.7%））

地球温暖化対策

畜産分野からの温室効果ガス発生量は、わが国全体の発生量の約１％、農林水産分野の約３割を占めており、政府の地球温暖化対策計画等に基づき、削減を進めています（**図５**）。直近では、本年２月に地球温暖化対策計画が見直され、畜産分野からの削減量の目標も設定されました。

現状、温室効果ガス排出削減の取組が畜産農家の直接的な利益につながりにくい中、いかに畜産農家側のメリットを示し、意識の向上を図っていくかが重要な課題です。

国は、温室効果ガス排出削減を実現するため、家畜排せつ物管理方法の変更やアミノ酸バランス改善飼料等について、Ｊ－クレジット制度の推進等により現場でのさらなる普及・定着を図っています。Ｊ－クレジット制

（図５）日本の農林水産分野の GHG 排出量内訳

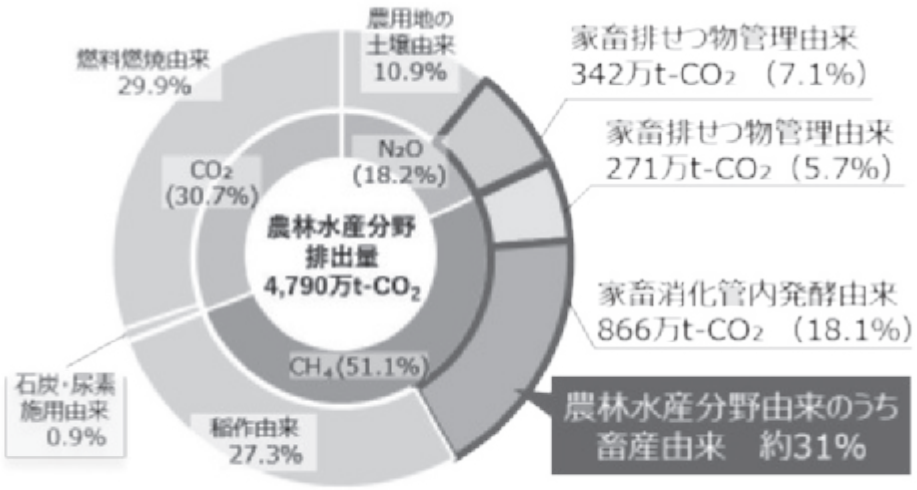

出典：「IPCC第6次評価報告書第３作業部会報告書（2022年）」、温室効果ガスインベントリオフィス（2022年度）＊温室効果は、CO_2に比べCH_4で28倍、N_2Oでは265倍。

度を活用する上で、個々の農家が自らＪ－クレジットの発行に係る手続きやその後の売買を行うことは容易でないことから、全国団体や民間企業が複数の農家の削減活動を取りまとめて一つのプロジェクトとする「プログラム型プロジェクト」の活用を進めることで農家の負担軽減を図ることが重要です。また、国や地方公共団体等は、家畜排せつ物の管理方法の変更による堆肥の高品質化、アミノ酸バランス改善飼料の給与による飼養効率の向上や排水中の窒素濃度の低減といった、温室効果ガス排出削減と同時に期待できるメリットも示しながら、農家段階での取組を推進します。さらに、畜産物における温室効果ガス削減貢献の「見える化」をはじめ、温室効果ガス削減対策に関する消費者の理解醸成を引き続き推進します。

おわりに

新たな基本方針の策定にあたり、畜産農家、耕種農家、肥料メーカー、学識経験者、各専門家など、さまざまな委員で構成する意見交換会を設置し、全４回の意見交換を開催しました。そこでいただいた意見を参考に、取組方向が明確になるよう記載内容を具体化した結果、ボリュームも前回と比較して大幅に増加しているので、基本方針本文もご参照ください（**図６**）。

（図６）基本方針の本文の QR コード

今後、本基本方針をもとに各都道府県計画の策定が行われます。ぜひ地域の実情や特色を捉えた計画を策定いただき、各地の家畜排せつ物の利用が促進されることを期待します。

（筆者：農林水産省畜産局畜産振興課　課長補佐　夏目　曜）

中央畜産会からのお知らせ

農場HACCP様式集

― 令和７年版 ―

家畜伝染病の予防と畜産物の安全の確保は、畜産物の生産を行う上で極めて重要な課題です。

中央畜産会は、農場 HACCP に取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農業指導員を養成する農場指導員養成研修を実施し、令和７年３月までの受講者は4,981 名となっています。

また、令和７年４月時点では 462 農場が農場 HACCP 認証を取得しており、これまでの認証取得支援および認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

そして今般、農場 HACCP 認証基準の一部改正（令和４年７月）やこれまでに蓄積されたノウハウを通じ、農場 HACCP の文書・記録に関する様式集を改訂しました。

本書は、これから農場 HACCP の構築を目指す畜産農場等関係者の皆さまの参考としてご活用いただける１冊です。

価　格
4,950円
（税込）
※送料別

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会　経営支援部（情報）
〒101-0021　東京都千代田区外神田 2-16-2　第２ディアイシービル９階
TEL：03-6206-0846　FAX：03-5289-0890　Email：book@jlia.jp

FAX　03-5289-0890
（農場HACCP様式集 ― 令和７年版 ―　申込書）

氏名・団体名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（担当者：　　）

送付先住所：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　FAX:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

必要書類：請求書・納品書・見積書　　請求日付：有・無

請求書宛名：個人・会社（団体）・その他（　　）　購入冊数：＿＿＿＿冊

② 行政の窓

新たな家畜及び鶏の改良増殖目標について②

農林水産省畜産局畜産振興課

（2）肉用牛

わが国の和牛は、脂肪交雑等の肉質の向上や斉一化を目指す改良が進められ、和牛肉は、輸入牛肉との明確な品質差を有し、海外からも高い評価を受けています。一方、近年は、脂肪交雑だけではなく、食味（注４）に関連する脂肪酸組成など新たな価値観に着目した改良が検討・実施され、オレイン酸等の一価不飽和脂肪酸（ＭＵＦＡ（注５））の測定も行われているものの、生産現場では、枝肉販売による収入をより多く確保するため、増体や脂肪交雑に優れる特定の種雄牛に利用が集中し、脂肪交雑を重視した和牛生産となっている（**図４、５**）だけでなく、和牛全体での近交係数が上昇し、遺伝的多様性の喪失が懸念されています（**図６、７**）。

そのため、ＭＵＦＡなどの脂肪の質をはじめとする食味の向上に重点を置いた改良を推進するとともに、食味・脂肪交雑の形状（注６）に関する指標の研究や評価手法の検討を進めるものとしています。

また、繁殖能力に優れ、生涯生産性の高い種畜の選抜により、分娩間隔の短縮等を推進するとともに、生産コストの低減のため、飼料利用性に関する指標化の検討と選抜手法の実用化を進めるものとしています。

（図４）黒毛和種（去勢）の肉質形質の推移

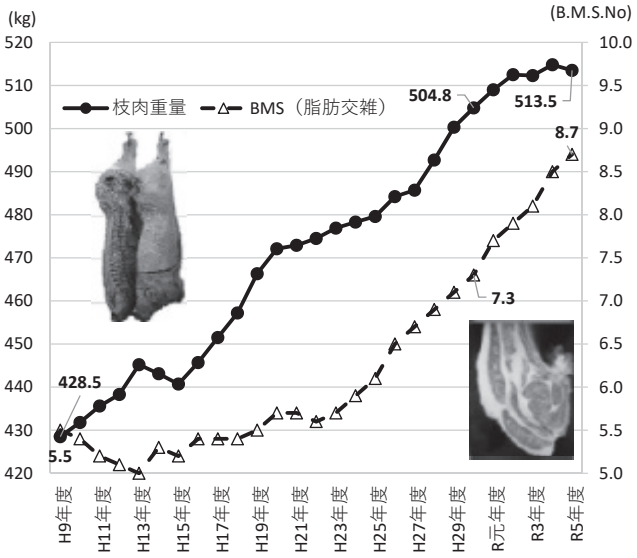

資料：(公社)日本食肉格付協会調べ

（図５）黒毛和種（去勢）の枝肉格付割合の推移

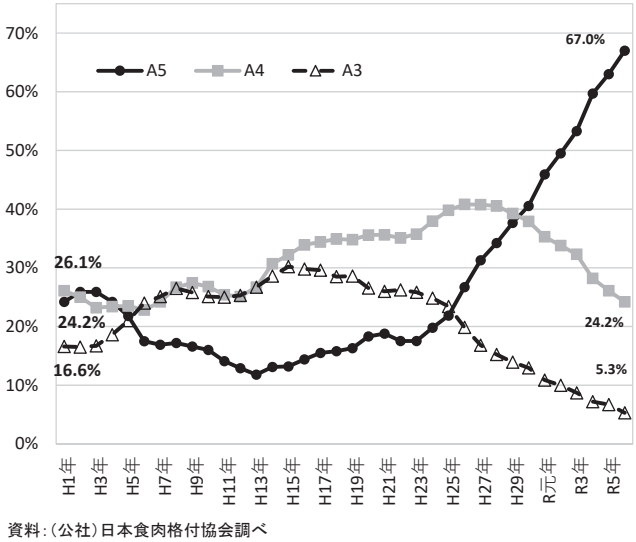

資料：(公社)日本食肉格付協会調べ

（図６）種雄牛別子牛市場出荷頭数
（令和５年度 上位 30 頭）

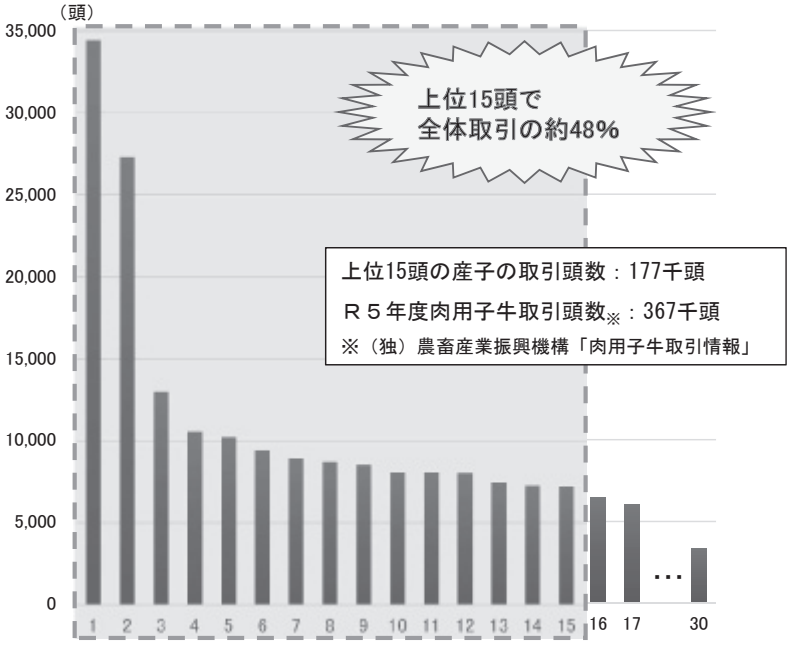

資料：畜産振興課調べ（各都道府県の上位30頭を集計）

（図７）近交系数の推移

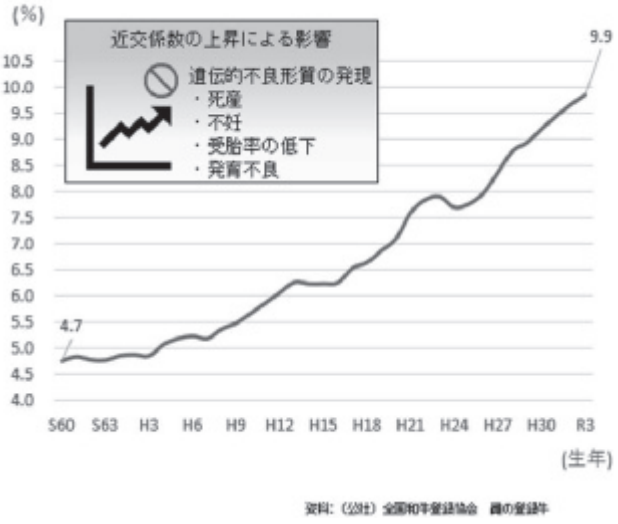

資料：（公社）全国和牛登録協会　種の登録牛

さらに、食味、飼料利用性、繁殖性に関係する新たな改良形質のデータ収集に取り組み、これらに着目した種雄牛の造成等の改良を推進することで、遺伝的多様性の確保を図るものとしています。

肥育牛については、個体の飼料利用性等の能力に応じつつ、適正な月齢での肥育開始、肥育期間の短縮、適度な脂肪交雑での出荷に取り組むことにより、飼料コストの低減、肥育後期の事故率の低下等による収益性の改善や多様な消費者ニーズへの対応による消費の裾野拡大が期待できます。このため、和牛特有の強みである脂肪交雑を生かした慣行肥育だけではなく、多様な肥育形態の選択肢の１つとして、短期肥育・早期出荷の普及に向けた技術の研究や実証に取り組み、生産現場への定着を推進するものとしています。

（注４）調理方法によって異なる、味、香り、食感が主体となる食べたときの味わい。

（注５）一価不飽和脂肪酸のこと。脂肪を構成している飽和脂肪酸と不飽和脂肪酸のうち、分子構造中に一つの二重結合を持つ不飽和脂肪酸で、オレイン酸等がある。牛肉中に含まれる量が多いと脂の融点が低下し、口溶けが滑らかとなる一方、その割合が高くなり過ぎると軟脂になる傾向があることから、他の脂肪酸

とのバランスに留意が必要。

（注６）小ザシといった脂肪交雑の形状の違いにより同じ格付けであっても総脂肪量に差が生じます。

（３）豚

わが国の豚については、近年、アジア諸国においてアフリカ豚熱（ＡＳＦ）が発生し、国内では豚熱（ＣＳＦ）の発生が継続して確認されるなど、家畜伝染性疾病による遺伝資源喪失リスクが高まっており、食料の安全保障の観点からも国内で遺伝資源を確保し、純粋種豚の改良体制を維持していくことが重要となっています。そのため、純粋種豚の維持・確保に努めるとともに、多様な消費者ニーズに対応する産肉能力の改良、具体的には、交配用の雄として主に利用されるデュロック種について、ロース芯への脂肪交雑の増進等により食味の向上を図り、国産豚肉全体の食味の向上を図ることなどを目標に盛り込んでいます（**図８、９**）。また、生産コストの低減を図るため、１腹当たり育成頭数の改良を推進することとしています。

さらに、能力の発現を最大化させるため、

（図８）肉豚生産のための原種豚の交配例

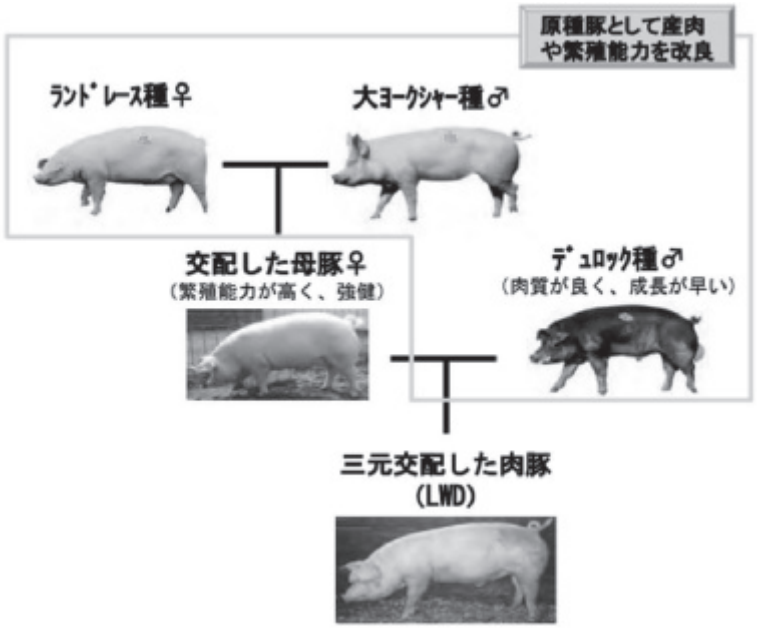

（図９）家畜改良センターが造成したデュロック種「ユメサクラエース」

家畜改良センターは、筋肉内脂肪が多く（ロースで６％以上）、増体性の良いデュロック種を造成。

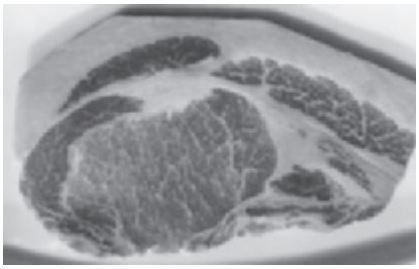

（図 10）肢蹄に関する評価指標であるつなぎスコア（後肢）

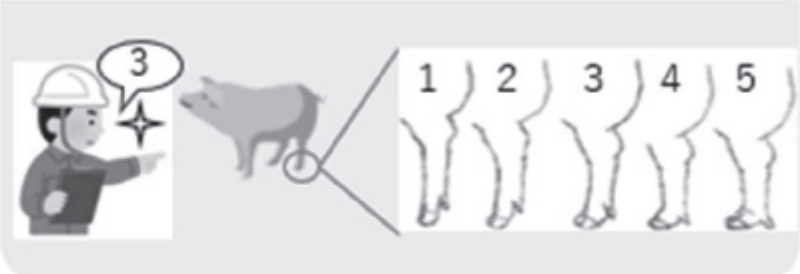

強健で肢蹄が強く、発育に応じて体各部の均称がとれた体型に改良する必要があります。肢蹄に関する評価指標は確立されていることから、引き続きデータの収集・分析を進めるとともに、改良現場での実践に向け判定の均一化・精度向上を図ることとしています（**図10**）。

（4）鶏

わが国の養鶏については、現在、国内で流通している実用鶏の多くが外国鶏種（注7）という現状となっています。このような中で、多様な消費者ニーズに対応した鶏卵・鶏肉の安定供給を図るため、わが国の気候風土等の飼養条件に適応した多様な国産鶏種（注8）の改良・増殖等を進めることが重要となっています。

そのため、卵用鶏については、長期にわたり高い産卵性を維持する改良を推進するとともに、日産卵量に留意しながら、飼料要求率の維持・向上に努めることとしています（**図11**）。

（図 11）卵用鶏のライフサイクル

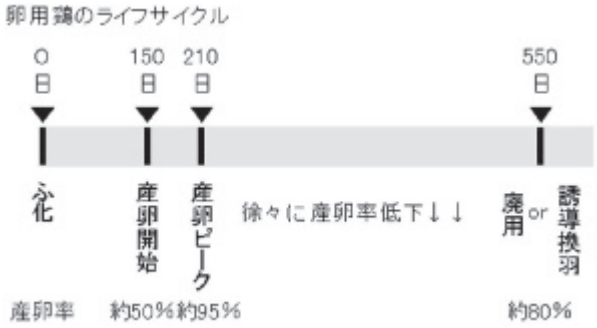

肉用鶏については、生産コストを低減するため、増体の低下につながらないよう留意しながら、飼料要求率と育成率の改良を推進することとしています（**図12**）。

（図 12）肉用鶏が出荷時体重に到達する日齢の推計

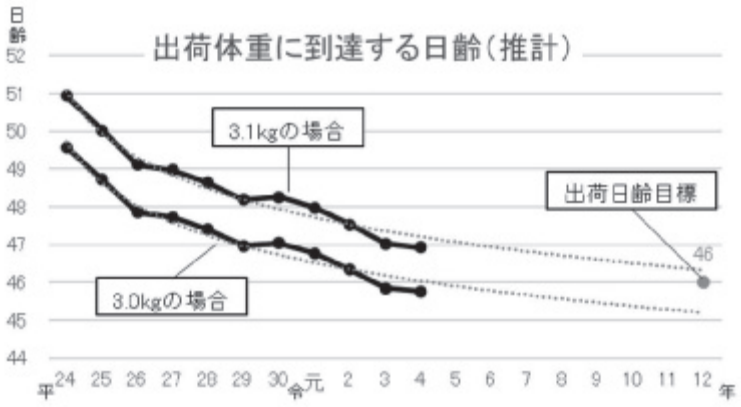

（図 13）改良増殖を推進する連携体制

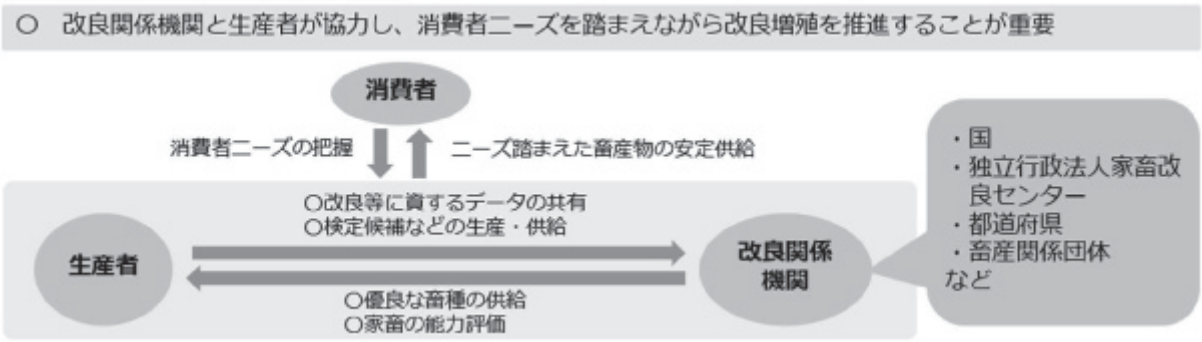

国産鶏種（地鶏等）については、一般的にブロイラーに比べて肉質や食味等に優れるとされますが、増体性や種鶏の繁殖性（産卵率）が低く、生産性の面での改良が求められています。したがって、特色ある品質を維持しつつ、合理的な価格水準で供給が図られるよう、生産コストの低減に努めることを目標に盛り込んでいます。

（注７）海外で育種改良された種鶏と、これらから生産された実用鶏（鶏卵・鶏肉の生産のために、雑種強勢効果を発揮する種鶏を交配して生産した鶏）。

（注８）独立行政法人家畜改良センター、都道府県および民間の関係機関の連携の下に日本国内で育種改良された種鶏と、これらから生産された実用鶏（地鶏、在来種等の育種素材鶏を含む）。

（５）その他の畜種（馬、めん羊、山羊）

上記の他、馬、めん羊、山羊についても、それぞれ能力や体型等について目標を定めています。これらの家畜は、多様な利活用が期待されるものの、生産を支える改良増殖に関わる技術者や指導者などの不足による生産基盤の弱体化の進行が懸念されています。このため、優良な種畜の生産とその利活用に向けて家畜人工授精技術や受精卵移植技術の改善、理解醸成、普及を図ることやそれぞれの畜種に特有なデータの収集・活用の体制構築に努めることなどを目標としました。

おわりに

上述した目標を推進していくためには、国および独立行政法人家畜改良センターを始め、都道府県、関係畜産団体等の家畜の改良・増殖に携わる産学官の「改良関係機関」は、新たな技術も活用し、多様な遺伝資源の維持・確保等を通じて能力の高い強健な「家畜づくり」を進める必要があります。また、「生産者」においては、家畜の快適性にも配慮しながら、その能力を最大限に発揮させることにより、「強み」のある畜産物の生産等に努め、これらを通じて「消費者」における国産畜産物への理解を増進することにより、「改良関係機関」、「生産者」および「消費者」が双方向で支え合うことが重要です（**図 13**）。このような連携体制のもと、目標の達成に向けて進んでいけるよう、改めて畜産関係者の幅広い協力をお願い申し上げます。

（筆者：農林水産省畜産局畜産振興課　畜産技術室　室長　和田　剛）

●中央畜産会からのお知らせ●

日本飼養標準・肉用牛
－（2022年版）－

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　編

A４判304ページ　養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円（税込・送料別）

日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の１冊です。

改訂の主な内容

- ■ 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- ■ 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- ■ 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- ■ 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- ■ 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- ■ 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- ■ 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- ■ 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会　経営支援部（情報）

〒101-0021　東京都千代田区外神田 2-16-2　第２ディーアイシービル９階
TEL：03-6206-0846　FAX：03-5289-0890　Email：book@jlia.jp

畜　産　映　像　情　報

がんばる！畜産！8

JRA
日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方はもとより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。

なるほど！畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

●配信中の内容●
総集編 思いが繋ぐ畜産の未来／総集編 畜産DX 2023／明るい未来へ向けて畜産DXの取り組み／東北一の酪農郷葛巻町の酪農に迫る　ほか

畜産トレンド発見！

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

●配信中の内容●
天皇杯受賞等から見る畜産優良経営／乳用牛改良の取り組み／地域ぐるみで国産飼料生産！／令和５年度全国優良畜産経営管理技術発表会
ほか

グリーンチャンネルでも放送中

--- 放送日 ---
毎週月～金曜日
朝７時～

「がんばる！畜産！８」
URL：https://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/

（お問合せ先）
公益社団法人中央畜産会　経営支援部（情報）
TEL：03-6206-0846　FAX：03-5289-0890

❸ 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1．肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和７年７月分〕

令和７年７月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第３条第１項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成 30 年 12 月 26 日付け 30 農畜機第 5251 号）第４の６の（５）のオの規定および同（５）のカの規定により準用する同（１）から（４）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を**表１**および**表２**のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和７年 11 月上旬に公表する予定です。

（表１）肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛１頭当たりの標準的販売価格	肉用牛１頭当たりの標準的生産費	肉用牛１頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛１頭当たりの標準的販売価格	肉用牛１頭当たりの標準的生産費	肉用牛１頭当たりの交付金単価(概算払)※1
北海道	1,142,042 円	1,190,747 円	36,834.5 円	静岡県	1,166,944 円	1,120,205 円	－
青森県	1,174,818 円	1,157,280 円	－	新潟県	1,208,737 円	1,155,174 円	－
岩手県		1,129,024 円	－	富山県 ※2	1,391,005 円	1,146,638 円	－
宮城県		1,158,996 円	－	石川県 ※2	1,394,440 円	1,146,024 円	－
秋田県		1,134,393 円	－	福井県※2	1,372,446 円	1,116,104 円	－
山形県		1,131,311 円	－	岐阜県 ※2	1,399,566 円	1,172,734 円	－
福島県		1,168,809 円	－	愛知県	1,192,192 円	1,120,052 円	－
茨城県	1,166,944 円	1,165,051 円	－	三重県		1,104,061 円	－
栃木県		1,158,727 円	－	滋賀県	1,175,994 円	1,101,578 円	－
群馬県		1,183,793 円	8,164.1 円	京都府		1,133,251 円	－
埼玉県		1,162,536 円	－	大阪府		1,068,900 円	－
千葉県		1,142,660 円	－	兵庫県 ※2	1,492,030 円	1,397,477 円	－
東京都		1,141,796 円	－	奈良県	1,175,994 円	1,070,369 円	－
神奈川県		1,145,140 円	－	和歌山県		1,076,437 円	－
山梨県		1,142,470 円	－	鳥取県	1,178,371 円	1,175,096 円	－
長野県		1,138,847 円	－	島根県		1,099,717 円	－

（つづく）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
岡山県	1,178,371 円	1,088,367 円	―
広島県		1,101,293 円	―
山口県		1,115,323 円	―
徳島県	1,179,952 円	1,127,048 円	―
香川県		1,134,030 円	―
愛媛県		1,113,882 円	―
高知県		1,092,289 円	―
福岡県	1,176,370 円	1,129,234 円	―

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
佐賀県	1,176,370 円	1,132,019 円	―
長崎県		1,136,990 円	―
熊本県		1,133,606 円	―
大分県		1,121,539 円	―
宮崎県		1,109,238 円	―
鹿児島県		1,119,954 円	―
沖縄県	1,251,118 円	1,083,378 円	―

（表２）交雑種・乳用種の交付金単価（概算払）

	肉用牛１頭当たりの標準的販売価格	肉用牛１頭当たりの標準的生産費	肉用牛１頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	774,022 円	773,899 円	―
乳用種	480,397 円	526,749 円	34,716.8 円

※１　肉用牛１頭当たりの交付金単価（概算払）は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補塡の発動がないものとして算出した肉用牛１頭当たりの標準的生産費（見込み）と、肉用牛１頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額から 7,000 円を控除した額です。
※２　※２を付した県については、都道府県標準販売価格が、全国一円を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の２倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。
注）　令和２年４月末日から令和３年５月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ（４分の３相当額）の支払となります。

中央畜産会の刊行図書

中央畜産会施設・機械部会 企画・監修

2024
畜産施設機械ガイドブック

わが国の畜産物は、畜産経営における生産性の向上、省力化、低コスト化の実現により安定供給を図ってきました。それを可能にしたのは、生産者とともに発展し技術革新してきた畜産施設・機械です。
本書は中央畜産会の賛助会員である施設・機械部会の会員並びに畜産施設 ・ 機械メーカーからの協力を得て畜産経営を支える 76 社の施設 ・ 機械 ・ 器具 ・ 資材等を収録し、用途別に収録したものです。
経営形態、目的、地域環境を踏まえた畜産施設 ・機械の導入を行う上で、大いに参考となる一冊です。

■第1章　飼料用施設・機械
■第2章　牛用施設・機械・器具
■第3章　豚用施設・機械・器具
■第4章　家きん用施設・機械・器具
■第5章　畜産環境・衛生対策用施設・機械・器具
■第6章　畜舎・ICT関連・資材・その他

◎畜産 ICT 事業対象機械には★（オレンジ色）のマークを付けています。

（公社）中央畜産会　経営支援部（情報）
〒101-0021　東京都千代田区外神田 2-16-2（第2ディーアイシービル）
TEL 03-6206-0846　FAX 03-5289-0890
E-mail book@jlia.jp　URL http://jlia.lin.gr.jp/

価　格
4,180 円
（税込）
※送料別